

第9回規制支援審議会
議事要旨

日時：令和4年2月8日（火）13：30～15：40

場所：ZoomによるWeb会議として実施（原子力機構会議室）

出席者（敬称略、順不同）：

委員：藤田委員長、青木委員、阿部委員、小田委員、樋渡委員、山田委員

オブザーバ：遠山、萩沼（原子力規制庁）

原子力機構：大井川、中村、鬼沢、田中、丸山、永瀬、宗像、西山、山口、塙、山下、箱田
門馬、江坂

議事次第：

1. 委員長の互選
2. 安全研究・防災支援部門の活動概況
3. 前回答申への対応状況
4. 規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況
5. 安全研究・防災支援部門における決裁権限とその実施状況

配布資料リスト：

規審9-0：議事次第（案）

規審9-1：規制支援審議会委員名簿

規審9-2：第8回規制支援審議会議事要旨

規審9-3：安全研究・防災支援部門の活動概況

規審9-4：規制支援審議会の答申への対応について

規審9-5：安全研究・防災支援部門の予算、人員の状況

規審9-6：令和2年度安全研究に係る予算・決算

規審9-7：規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況

規審9-8：安全研究・防災支援部門における決裁権限とその実施状況について

規審参9-1：「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

規審参9-2：規制支援審議会の設置について（25（達）第39号）

議事：

1. 委員長の互選

委員長の互選に先立ち、成合委員が退任され、阿部東北大特任教授が委員として新任されたことが原子力機構より報告された。審議会の規定に沿って委員長を選出するため、原子力機構より昨年度に引き続き藤田委員に委員長をお願いする提案をしたところ、委員から賛同する回答があり、藤田委員に委員長をお願いすることとなった。

2. 安全研究・防災支援部門の活動概況

原子力機構から、規審 9-2 に基づき前回議事要旨の紹介と、規審 9-3 に基づき、安全研究・防災支援部門の活動概況について説明を行った。

委員から、原子力規制委員会からの安全研究に対する要請の方法及び要請への対応について質問があった。原子力機構から、色々な形での要請があり、例として中長期目標の提示と中長期計画の認可や、個別の課題については先駆的な研究やコミュニケーションを通しての対応などがあることを回答した。

委員から、二国間協力について、仏国以外の協力の有無及び協定に基づくものであるかの質問があった。原子力機構から、例えば米国では規制委員会(NRC)と協定に基づき協力していることを回答した。また、若手研究者は何歳くらいを対象としているかの質問があり、30代までの研究者であると回答した。その他、臨界実験施設 STACY の概要及びコロナ禍での研究の状況に関する質問に対して、施設の目的や概略の大きさの回答及び現状では支障なく研究を遂行できている旨の回答を行った。

委員から、安全研究センターの兼務者について、本務者に対する割合、利益相反の確認、兼務者数の中長期的な見込みについて質問があった。原子力機構から、兼務者数は安全研究センター本務者数の約 50% (※) であること、利益相反は個別に確認していること、機構全体としての人員が増えていないところで効率的に業務を進めるために兼務は必要であり、当面は現状が続くと考えていることを回答した。利益相反のある他部門からの兼務者の割合が高いことについて、中立性・透明性の確認の厳格化の必要性など懸念が示され、今後の組織体制の考え方を検討すべき旨のコメントがなされた。

※事務局注：資料 9-3 に記載の兼務者数(53名)は、全ての兼務者を対象としていました。他部門から受託事業を実施するために兼務している職員数は 18 名に訂正します。したがって安全研究センター本務者数(88名)に対する受託事業に従事する兼務者の割合は約 20% となります。

委員から、事業者から受託事業や研究資金を受けないとする一方で共同研究は認めるとする根拠、具体的には共同研究でも相手(事業者等)は研究遂行のために資金を使っている点について質問があった。原子力機構より、事業者からの資金を受けた研究は成果の公開が相手方により制限されるため実施しないが、共同研究は双方の労力及び支出する資金が全体としてバランスしていることを前提として、対等な立場での研究であり成果の公開は相手から制限されないことを回答した。

3. 前回答申への対応状況

原子力機構から規審9-4～規審9-8に基づき、第8回規制支援審議会による答申への対応について、安全研究・防災支援部門の予算等の状況、規制支援に係る受託研究等の実施状況、センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況を含めて説明を行った。

(安全研究・防災支援部門の予算・人員について)

研究予算については相応に配賦され、安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターのそれぞれで適切に執行されていること、部門への予算等については今後も継続的に開示されることで答申へ対応していることが確認された。

(中立性・透明性のルールについて)

委員から、中立性・透明性の確保のルールでは再委託先が事業者から資金を受けることを認めており、この点の見直がなされていないことについて質問があった。また、このルールは完璧ではないことから研究活動を制限することのない範囲で現実的なものとして改善を進めるべき旨のコメントがなされた。原子力機構から、現状では運用において問題が生じていないため見直していなかったこと、今後、見直しに向けた検討を進めることを回答した。

委員から、受託研究等の実施状況のうち資料9-7別表2に示された、再委託先である日本分析センターの確認結果について、利益相反が無いことの確認方法、規制庁の了解を得ている旨の記載と中立性・透明性の確保のルールとの関係について質問があった。原子力機構から、日本分析センターに受託事業の一部として再委託した業務と当該センターが事業者等から受けている業務は内容が全く異なるために利益相反は生じないこと、「規制庁の了解」の趣旨については規制庁からの委託仕様書に再委託先として当該センターが明記されていることを回答した。

委員から、規制庁からの委託仕様書に日本分析センターが再委託先として指定されていたことについて、国の予算は競争が原則であることに対する考え方が質問された。原子力機構より、当該事業ではこれまで日本分析センターが継続して再委託業務を実施しており、当該業務を実施できる事業者も限られることから再委託先として指定されていると推測している旨を回答した。

(内部監査について)

委員から、内部監査を実施する部署及び担当理事の所掌、監査における指摘の有無について質問があった。原子力機構より、監査部署は運営管理組織に配置されていること、担当理事は監査部署の他、経営企画、総務や財務等を担当していること、内部監査の結果は報告書として纏められているが、機構全体の監査結果を纏めたものであるため、当部門に係る報告はその一部であることを回答した。なお、内部監査により中立性・透明性が十分に確認できているのかを判断するために、監査の方法や報告内容等についての説明が望まれる旨の意

見があった。

(センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況)

委員から、部門長が他部門と兼務する形態の脆弱性については、制度上の制約があるのではないかと、一方では兼務することの効果を示すことはその合理性の説明に意味がある旨の意見があった。原子力機構から、国立研究開発法人の役員数は決まっているため。当部門専任の部門長を配置することは困難であること、機構全体を考えた場合、安全研究・防災支援部門と原子力科学研究部門を兼務することは研究遂行に合理的・効果的であることを回答した。

4. その他

事務局において、本日の議事要旨、答申書の素案をまとめ、後日委員にご確認いただくこととなった。

以上